

# ご利用料金表

(令和 2年 4月 1日改正)

令和 5年 4月 1日 現在  
(単位:円)

	対象収入 (前年の所得)	事務費 (月額)	生活費 (食事代等)	管理費 (家賃)	利用料合計
1	150万円以下	10,000	46,940	31,000	87,940
2	150万1円 ~ 160万円	13,000	46,940	31,000	90,940
3	160万1円 ~ 170万円	16,000	46,940	31,000	93,940
4	170万1円 ~ 180万円	19,000	46,940	31,000	96,940
5	180万1円 ~ 190万円	22,000	46,940	31,000	99,940
6	190万1円 ~ 200万円	25,000	46,940	31,000	102,940
7	200万1円 ~ 210万円	30,000	46,940	31,000	107,940
8	210万1円 ~ 220万円	35,000	46,940	31,000	112,940
9	220万1円 ~ 230万円	40,000	46,940	31,000	117,940
10	230万1円 ~ 240万円	45,000	46,940	31,000	122,940
11	240万1円 ~ 250万円	50,000	46,940	31,000	127,940
12	250万1円 ~ 260万円	57,000	46,940	31,000	134,940
13	260万1円 ~ 270万円	64,000	46,940	31,000	141,940
14	270万1円 ~ 280万円	71,000	46,940	31,000	148,940
15	280万1円 ~ 290万円	78,000	46,940	31,000	155,940
16	290万1円 ~ 300万円	85,000	46,940	31,000	162,940
17	300万1円 ~ 310万円	92,000	46,940	31,000	169,940
18	310万1円以上	130,100	46,940	31,000	208,040

- ※ 「対象収入」とは、入居者本人の前年収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した残りの収入をいいます。
- ※ ケアハウスの料金は、国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に従って決定されます。尚、事務費・生活費については、国の指導に基づき金額の変更がある場合があります。
- ※ 入居預かり金は、10万円です。但し、夫婦で入居の場合は、配偶者の負担は半額になります。
- ※ ご夫婦で入居する場合は、夫婦の収入および必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの費用徴収月額については、上記表の額から30%を減額した額を本人からの事務費徴収額とする。この場合100円未満の端数は切り捨てとする。  
\*入居日が異なる場合は、お二人とも翌月からの適応となります。
- ※ ご自分のお部屋で使用される電気代、水道代、電話代はご自分の負担となります。
- ※ 11月から翌年3月までは、暖房費として月額2,160円が加算されます。

社会福祉法人 寿康会

ケアハウス 大原の里

もとは2120円